

令和4年第1回（5月）臨時会

東伊豆町議会議録

令和4年 5月20日 開会

令和4年 5月20日 閉会

東伊豆町議会

令和4年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（5月20日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○発議第2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	6
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）	7
○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））	10
○議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第25号 東伊豆町副町長の選任について	15
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

令和4年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年5月20日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 6 議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第25号 東伊豆町副町長の選任について

出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教 育 長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防 災 課 長	国持健一君	税務課長	木田尚宏君

住民福祉課長 鈴木尚和君 健康づくり課長 齋藤和也君
健康づくり課参 齋藤徳人君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福岡俊裕君 書記 榎原大太君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。

4月1日付の人事異動にて役職が替わりました管理職の方々の紹介をいたします。

管理職の皆さんは名前を呼びますので、御起立をお願いいたします。

まず、住民福祉課長、鈴木尚和君。

健康づくり課長、齋藤和也君。

健康づくり課参事、齋藤徳人君。

防災課長、国持健一君。

議会事務局長、福岡俊裕君。

以上でございます。

それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

令和4年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

3月には、岩井新町長が誕生いたしました。議会といたしましても、岩井新町長と共に、よりよいまちづくりの実現に向けて最大限の努力をしていきたいと思っております。

さて、本臨時会には、条例改正、専決処分に関する承認案等が上程されております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員各位におかれましては、本臨時会におきましても、マスクの着用と手指を清潔に保つなど、感染症予防に御協力をいただくとともに、健康に十分御留意され、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（稲葉義仁君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和4年第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、町長就任後の初めての議会となります。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、新たに東伊豆町長に就任いたしました岩井茂樹でございます。国政から町政への転向となりましたが、基礎自治体である町においては、行政と町民生活がより近く、改めてやりがいを感じているところでございます。また、東伊豆町民の日々の暮らしとこれからの町の未来を担うこととなり、大きな重責を感じているところでもあります。

これまでに、町長就任に当たり、太田前町長から引継ぎを受けました。その後、各課・局の現状と課題を確認いたし、多くの課題に取り組まなければならないということも認識したところでございます。

今後、これらの課題を一つ一つ解決するためにも、町民の皆様、議会の皆様からの御意見や御指導を大事にし、皆様と協力し合い、東伊豆町を発展させていきたいと考えております。

なお、本日は臨時会でございますから、私の所信表明につきましては6月定例会において発表させていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

本日の臨時議会には、条例の一部改正、専決処分の承認案2件、さらには人事案件を御提案申し上げます。

条例改正につきましては、昨年の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職に準じた職員の給与の一部を改正する内容でございます。

専決処分の承認案は、税賦課徴収条例の一部改正及び緊急に第4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業のシステム改修等を実施するため、令和4年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分した内容のものでございます。

また、副町長を選任させていただきたく、選任議案を追加上程させていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後も基本的な新型コロナウイルス感染対策の取組の徹底をお願い申し上げます。また、季節の変わり目ですので、

体調を崩さぬよう健康に御留意をいただき、公私にわたる御活躍を祈念申し上げまして、臨時会開会での御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番、村木議員、10番、内山議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 発議第2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 発議第2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） それでは、発議第2号の提案理由を御説明いたします。

朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年5月20日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男。

今回の改正は、人事院勧告に準じ、期末手当の支給率の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、第4条第2項の下線の部分の「議員報酬月額に、当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の180」を「議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の165」に改め、支給率を100分の15引き下げるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第2号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和4年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（稲葉義仁君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） それでは、ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税及び固定資産税を中心に制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

お手元の専決承認第2号説明資料を御覧ください。

1点目、個人住民税関係では、住宅ローン控除の見直しについて、所得税の住宅ローン控除適用者が所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除しております消費税率の引上げに伴う駆け込み需要や買い控えなどが経済に及ぼす影響のための需要平準化対策が終了したことを踏まえ、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円から5%、最高9万7,500円に引下げが行われております。

2点目、固定資産税関係では、①省エネ改修工事が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の見直しについて、より良質な省エネ改修に重点化する観点から、工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えるまで拡充され、平成26年4月1日以前から存在していた住宅までを適用対象とします。

次に、②土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、地価上昇に伴う負担急増と新型コロナウイルス感染症の影響等による経済社会情勢の悪化、その後の回復状況を踏まえた激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とします。

次に、③DV被害者等の保護について、固定資産税課税台帳または固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書の交付等を行うことによりDV被害者等の身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、一定の措置を講じた上で証明書の交付等を行うことができることを法令上明確化したものです。

最後に、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、令和5年1月1日及び令和6年1月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 事務的な内容だと思いますので、税務課長のほうにお伺いというか、確認をさせていただきたいと思います。

資料をもらって、この辺の内容をちょっと目を通した中で、今説明があった③のDV被害の保護という、その項目の中で、ストーカーとDVとはちょっと意味合いが違うかも分かりませんが、逗子で起きたストーカー殺人事件のことを思い出しました。

そうしたことにならないように、担当窓口の人たち、職員の意識を統一化しなければならないなと思いますけれども、この中で、「一定の措置を講じた上で」というふうにここに記載がされておりますけれども、この一定の措置というのは、例えば規約だとか内規だとか、何かそういう規則的なもので明記がされている内容でしょうか。その点、ちょっとお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいまの質問のDV被害者等の保護の関係で、一定の措置を講じた上でということで、一定の措置ですけれども、地方税法第382条の4、固定資産課税台帳の閲覧等の特例というのがありまして、DV被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援措置の申出等がなされた場合、固定資産課税台帳に記載されている登記上の住所の変更とか削除することが可能となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、ございませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 先ほどの話の中で、ストーカーとDV、ちょっと違うのかも分からないんですけども、ああした殺人まではいかないにしても、不幸なやはり事案というのが発生しないように、あのときにはやっぱり窓口の意識が足りなくて、情報を開示してしまったという状況ですので、この辺の対策をしっかりと講じなければならないなというふうに思います。税務課職員、誰がこういう対応をしなければならないということがありますので、その辺の意識の徹底をどう図るのか、ちょっと課長、お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） 当町では、このような対象事例はまだございませんけれども、例

えば高齢化が進む中で、親が子供から虐待を受け、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置を受け、保護施設などに保護されていて、親の名義の固定資産がある場合など、こういう対象事例になることが考えられますが、今後窓口で、DV被害者等の身体に危害が及ぶようなおそれがある場合、このような対応を周知徹底して、DV被害者等の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、増額の必要が生じたため、令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,384万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額に384万5,000円を追加し、1,536万4,000円といたします。1節保険衛生費補助金、細節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金384万5,000円の増については、4回目のワクチン接種事業に係る国庫補助分であります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に384万5,000円を追加し、6,816万3,000円といたします。事業コード4、新型コロナウイルスワクチン接種事業384万5,000円の増につきましては、4回目のワクチン接種に係る事業費のうち、早急に予算措置しなければならない郵便料59万9,000円、システム改修委託料44万円、新型コロナウイルスワクチン接種印刷封入封緘委託料280万6,000円の増を計上しております。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額54億7,000万円に384万5,000円を追加し、54億7,384万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額54億7,000万円に384万5,000円を追加し、54億7,384万5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が384万5,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） コロナのワクチンの国に対する補助金の申請なんですけれども、非常に職員の皆さん方が頑張っていて、町民の方たちに接種していただいているということについては感謝を申し上げるんですけれども、今現在、東伊豆町の接種率というんですか、第3回目を終えた接種率というのは、どれぐらいのパーセンテージになっているのかをお伺いしたいなと思いますけれども。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 全員協議会でも説明させていただきましたが、その後、1週間後の結果につきまして、県のほうからの資料によりますと、町全体での接種率については67.4%となっております。そのうち、65歳以上の高齢者につきましては87.3%、約9割近くの方に接種をいただいたというような状況となっております。

以上です。

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

○議長（稲葉義仁君） ほか、ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町

一般会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和3年8月10日、人事院により、令和3年度の国家公務員の給与改正が勧告されました。

改正内容につきましては、民間特別給の支給割合との均衡を図り、令和4年度の職員期末手当を0.15月分引き下げる内容となっております。

また、あわせて、令和3年12月分期末手当で引下げできなかった0.15月分を令和4年6月支給分において調整する内容となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料に基づき、概要を説明させていただきます。

まず、資料①を御覧ください。

令和3年8月10日、人事院により、国家公務員の期末手当0.15月分を引き下げる勧告がなされました。この勧告は、令和2年8月から令和3年7月までの1年間の民間支給実績と公

務員支給実績を比較したもので、給与についてはマイナス19円と差がなかったため見送り、期末勤勉手当については、民間実績である4.32月に対し、公務員が4.45月だったため、民間に合わせ、0.15月減の4.3月に引き下げるものでございます。

しかし、政府としては、人事院勧告制度尊重という姿勢を維持しつつも、その勧告の実施については、民間への影響、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に、当時検討が進められておりました経済対策と政府全体の取組との関係も見極める必要があることから、経済対策の閣議決定後、速やかに方針を決定することとなっております。

その後、人事院勧告の実施について、令和4年度は期末手当の支給月数を引き下げるものとし、引下げが間に合わなかった令和3年度引下げ相当分については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことが決定されました。

これを受けまして、東伊豆町では例年国の基準に合わせていることから、その方針に準じ、資料②の表のとおり、令和4年度期末手当については、6月、12月とも従前の1.275月支給をそれぞれ1.2月に引き下げ、かつ、令和3年度引下げ相当分を令和4年6月支給分にて調整することといたしました。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第24号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第25号 東伊豆町副町長の選任について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 議案第25号 東伊豆町副町長の選任についての同意を求め
る件を議題とします。

ここで、副町長、鈴木利昌君の退席を求めます。

（副町長 鈴木利昌君退場）

○議長（稲葉義仁君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第25号 東伊豆町副町長の選任について
御説明をいたします。

議案第25号 東伊豆町副町長の選任について、下記の者を東伊豆町副町長に選任すること
について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木利昌。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和4年5月31日をもって任期満了となることから、新たに副町長を選任するに
当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

鈴木利昌氏は、役場職員として35年11か月の実務経験を有し、うち3年間は総務課長とし
て職員をまとめ、着実な業務遂行能力を発揮しており、在職中、誠実な人柄により職員から
厚い信頼を得ていた人物で、平成30年6月1日より副町長としての職に就いております。

このたび、令和4年5月31日に任期満了となりますが、町長を支える副町長として最適な
人物であることから、引き続き選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございま
す。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第25号 東伊豆町副町長の選任についての同意を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

鈴木利昌君の入場を許します。

(副町長 鈴木利昌君入場)

○議長(稲葉義仁君) ただいま選任されました鈴木利昌君に御挨拶をお願いいたします。

○副町長(鈴木利昌君) ただいま、私の人事案件に御同意をいただき、ありがとうございます。
した。

東伊豆町の副町長を継続するに当たり、町の振興発展のため、もとより微力ではありますが、全力を尽くしてまいり所存であります。岩井町長の補佐役として、職員に寄り添い、職員と一丸となってまちづくりを推進できればと考えておりますので、議員の皆様のお指導、御協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 鈴木副町長におかれましては、岩井町長の右腕として、町政全般にわたる運営に引き続き御活躍されますよう希望いたします。

◎閉会の宣告

○議長(稲葉義仁君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午前10時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____